

## 行財政構造改革等調査特別委員会会議記録

行財政構造改革等調査特別委員長 小田島 峰雄

- 1 日時  
平成 20 年 9 月 4 日（木曜日）  
午前 10 時 4 分開会、午前 11 時 59 分散会
- 2 場所  
第 1 委員会室
- 3 出席委員  
小田島峰雄委員長、久保孝喜副委員長、佐々木博委員、工藤大輔委員、高橋昌造委員、高橋元委員、佐々木大和委員、柳村岩見委員、嵯峨耆朗委員、飯澤匡委員、及川あつし委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
蛇口担当書記、菅野担当書記
- 6 説明のため出席した者  
千田地域振興部副部長、浦上市町村課総括課長
- 7 一般傍聴者  
5 人
- 8 会議に付した事件
  - (1) 調査
    - ア 権限移譲の現状と課題について
    - イ 市町村財政の現状と課題について
  - (2) その他  
県外調査及び次回の委員会運営について
- 9 議事の内容

○小田島峰雄委員長 ただいまから行財政構造改革等調査特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり、権限移譲の現状と課題、市町村財政の現状と課題について調査を行いたいと思います。

本日は地域振興部の千田副部長、そして市町村課の浦上総括課長初め担当課長さん方の出席もいただいております。大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

最初に、調査の進め方についてお話を申し上げます。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、質疑が詳細にわたりました際には、担当課長さん方にもお答えを賜りたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

それでは、初めに権限移譲の現状と課題について、執行部に説明を求めます。

○千田地域振興部副部長 権限移譲の現状と課題について、お手元に資料をお配りしておりますが、画面でも表示されます。御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

目次を御覧いただきますと、地方分権改革の推移から分権型社会における役割分担など権限移譲の制度、それから最終的には権限移譲の実績まで、御覧のような構成になっております。

地方分権改革の推移についてであります。第1次地方分権改革というのが、平成7年、地方分権推進法の施行により始まっております。基本理念は、黄色のところですが、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性と自立性を高め、さらに個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をしていこうというものでございます。

平成10年に地方分権の推進計画が決定されまして、こうした国、県、市町村の役割分担や必置規制の見直し、補助金の整理合理化、あるいは地方財源である交付税といったものの手当て、さらには行政体制の整備確立ということで、行財政改革あるいは市町村合併などの流れがこういう形で国のほうで行われました。平成12年に地方分権一括法、さらに平成15年から17年に三位一体改革というものが行われてまいりましたが、三位一体改革では十分な財源が措置されたとは言えなかったのではないかなどさまざまな課題を残したまま現在に至っているところでございます。

本県の状況を右側にメモしてございますが、平成9年に事務移譲等の推進指針を策定いたしまして、市町村への事務委任による権限の移譲を進めてまいりましたが、当時は100の事務ということでございました。それから、平成12年に事務処理の特例条例の施行といった形で進められてきております。

地方分権改革の推移の二つ目でございますが、第2期地方分権改革の基本理念は、地方が主役の国づくりを行っていくというものでございます。平成19年4月に設置されました地方分権改革推進委員会、これは伊藤忠商事の幹部だった丹羽さんが委員長として仕切っておりますが、平成20年5月に国と地方の役割分担の見直し、基礎自治体への権限の移譲、さらには地方政府の確立などを内容といたします第1次の勧告が公表されたところでございます。

今後については、国の出先機関の見直しを中心といたします第2次勧告、国の出先機関と申しますのは、例えばこの辺ですと仙台にいわゆる地方支分局と言われる出先機関がございしますが、そういったものも見直しも第2次勧告で20年に予定されております。また税財源の配分の見直しを中心といたしました第3次勧告もそののち出される見通しとなっております。国ではこうした勧告を受けまして、地方分権の改革推進計画の策定、新分権一括

法案の提出を行う手はずとしているところでございます。

分権型社会における役割分担その1でございますが、市町村と県の役割について、地方自治法第2条で役割が整理されております。第2項といたしましては、普通地方公共団体として市町村と県がありますということをお定めしておりますが、第3項において市町村が基礎的な自治体であるということで、市町村を優先するような原則を書いているものでございます。市町村は住民に身近な行政サービスを行う。それから地域における事務、その他の事務で県が処理するものを除くということで、県の事務を第5項のほうで書いておりますが、広域的、専門的な行政サービスを県は行うと。例えば広域事務、市町村に関する連絡調整事務、あるいは市町村の補完事務といったようなものを県の仕事として書き込んで第5項で表現し、その他は市町村で一般的に仕事をするというふうな整理をして、役割分担を地方自治法の中で位置づけしてございます。

これから役割分担がどういうふうなイメージになっていくかということでございますが、縦軸に住民との距離、市町村、県（振興局）、国というぐあいに距離が離れてまいりますし、時間軸を横軸にとって書き分けたものでございます。市町村においては、行政として行う仕事が拡充していくという方向に流れは動いてまいります。具体的な役割分担といたしまして、市町村では保健・医療・福祉・消防・介護・義務教育などのサービスを行ってまいりますし、県あるいは振興局においては市町村を補完する役割として、広域的、専門的な行政サービスを担っていく。国におきましては、外交や防衛、金融等の仕事を中心に行っていくというふうな整理でございます。また、さらに今後もう少し長い目で見ていきますと、公的サービスについてはこうした基本的な役割分担を踏まえまして、市町村や県、さらにはNPOといったような方々とも協力しながら提供されていくというふうなイメージをこの図の中で表現しているものでございます。

権限移譲の制度の仕組みでございますが、法令による事務処理の特例制度と、条例による事務処理の特例制度とでございます。上のほうの法令による事務処理の特例といたしましては、市の種類が、人口の大きさによって政令指定都市100万人ぐらいを基準として合併特例で70万人とか、あるいは中核市50万人を基準としながら合併で30万人ぐらいでもとかというふうな形でございますし、特例市が20万人といったような基準で考えられているものでございまして、きょうの新聞でも岡山市が政令市になっていくというふうな報道があったところでございます。

個別法による移譲といたしましては、例えば保健所の設置については、地域保健法で中核市以上は義務づけになっております。30万人以上が一応必置となっておりますが、人口が30万人に満たないところでも協議をいたしまして、自分のところではやりたいということになりますと、政令の中に保健所を設置する市というふうに位置づけをしていただければ、保健所が人口に満たなくてもやっつけられるというふうなのが個別法による協議というものでございます。建築確認の分野でもそういったようなことがございます。

また、条例による事務処理の特例制度でございますが、これはあらかじめ市町村長と相談

しながら知事の権限に属する事務の一部を市町村に移譲するというものです。これは、ただ移譲するというのではなくて財源の面も措置し、また市町村長がみずからの権限として管理、執行するというふうなことでございまして、自治事務、法定受託事務どちらについてもできるというふうなことでございます。岩手県におきましても、地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づく条例による事務処理の特例制度を用いながら、権限移譲に取り組んでいるところでございます。

岩手県における分権推進の取り組みでございます。岩手県では、市町村優先の行政システムの確立を目標に分権に取り組んでおりますが、市町村優先の行政システムといいますのは、ちょっと見づらいののですけれどもこちらの吹き出しに書いてございます。住民本位の自治を実現するために、県内すべての市町村で行政財政基盤の強化が進み、分権型社会にふさわしい権限と財源が確保され、みずからの責任と判断で住民生活に直結する行政サービスの大部分が総合的に担われている社会の実現、そういったものを内容とするものでございます。

岩手県では市町村合併と権限移譲、さらには広域振興圏設定、あるいは広域振興局体制への移行ということで、現在、広域振興局の再編整備もあわせて進めているところであります。権限移譲については、平成 17 年度に県事務の移譲の指針を策定して、平成 18 年度には県の支援方針の明確化、移譲対象項目の充実などの視点から見直しを図っております。また、平成 19 年度には知事が主催する会議でございますが、岩手県分権推進会議を設置いたしまして、岩手県権限移譲等推進計画を策定し、この計画に基づいて市町村別の権限移譲プログラムの策定に取り組んでいるところでございます。

左側の市町村合併につきましては、盛岡市の中核市への移行がございましたし、また人口 10 万人を超える振興局の所管エリアに匹敵する市といったものが盛岡以南の沿線沿いに出てきております。こういった情勢変化を踏まえながら、市町村においては規模、能力の拡大、拡充による自立性の高い総合的な行政を担う主体となることが期待されております。また、平成 18 年 4 月には自主的な市町村合併の推進に関する構想を策定しながら、市町村支援に取り組んでいるところでございます。

岩手県の権限移譲の課題と対応についてでございます。権限移譲の意義・効果の共有ということでございますけれども、県、市町村の職員、あるいは市町村長との間で権限移譲の意義というものがどういうふう浸透し、共有されているかという課題認識がありまして、市町村長等を構成員とする岩手県分権推進会議の設置と岩手県権限移譲等推進計画の策定による共有化を図ろうというふうな対応を考えております。

また、県と市町村における役割分担の明確化の関係については、市町村優先の原則に基づいて役割を整理することとしております。平成 20 年度に入りまして現在も、この推進会議で県、市町村の二重行政の課題なりあるべき方向といったものを議論し始めているところでございます。

住民視点の反映については、県と市町村の行政間の事務配分だけではなく、市町村の行財

政基盤の強化と利便性の向上、地域活性化等に資する権限移譲を推進するといったことで対応していきたいというふうに考えております。

岩手県の権限移譲の基本的な考え方ですが、権限移譲等推進計画を平成20年3月に策定しておりまして、これにより明確化を図っているところであります。この権限移譲推進計画では、行政のサービスの受け手である住民の視点に立った権限移譲、市町村と県の適切な役割分担に基づく権限移譲、市町村がみずからの判断と責任において行政サービスを提供する市町村行政の総合性を高める権限移譲を基本的な考え方として進めているところでございます。

岩手県の取り組みの状況で最近のところを御紹介申し上げますと、平成17年度に移譲指針を策定し、平成18年度にそれを大幅に見直しています。まず、市町村の実情や意向に応じた権限移譲、事務処理経費の措置、積極的な人的支援など、県のスタンスを明確化しております。また、行政基盤の強化に資する権限、住民生活に密接に関連する権限などの視点で、移譲対象事務を平成17年度の612項目から、平成18年度は912項目に拡充しております。

右側のほうになりますが、人的支援・財源措置については、特に事務権限の移譲にあわせて県職員を市町村に派遣するポイント式一括移譲制度の創設や事務処理交付金の充実を図っているところでございます。事務処理交付金につきましては、平成19年度の県の実績を金額で申し上げますと、各市町村に配付した額が合計で5,200万円となっております。

岩手県の平成19年度の取り組み状況でございますが、岩手県分権推進会議を設置し、市町村と県の役割分担、実現方法といった本県における分権を着実に進めていくため、住民の視点に立って広く議論を行っていきましょうという趣旨で、知事が主催し、市町村長の代表者、市が3人、町村が3人、計6人にその他学識経験者などを入れまして合計20人の委員で進めておるところでございます。

平成19年度は4項目について審議しておりまして、市町村と県の役割分担の基本的な考え方、本県の分権推進のための課題解決の方向、岩手県権限移譲等推進計画、地方分権推進のための国の制度改革等に関する提言を内容とし議論を行っております。

平成19年度は、さらに権限移譲モデル市町村支援交付金の創設を行いまして、これは平成19年度から22年度までの期間でございますが、先進的な権限移譲等への取り組みを支援することを目的に創設し、例えば市に対する特例市並みの権限移譲であるとか、振興局との共同研究事業等を内容といたしまして、平成19年度は三つの市、盛岡市、花巻市、一関市に対してこういった交付金による支援を行っております。また、市町村総合補助金特別枠といったものを活用いたしまして、権限移譲に付随する経費やモデル事業の成果を発展するための経費について措置しております。これは宮古市で実績がございます。

平成20年度の岩手県の取り組み状況でございますが、岩手県権限移譲等推進計画をこの3月に策定したところでございます。住民本位の行政サービスの一層の向上を目指して、市町村と県の望ましい役割分担を明確にして、体系的に権限移譲を進めようという趣旨で取り組むものでございます。

平成 19 年度の岩手県分権推進会議の議論やパブリックコメント、市町村あての意見照会を行いながらまとめてきたものでありまして、権限移譲推進プログラムを平成 21 年度から策定するというふうなことにしております。市町村長さんに対しても、市長会や町村会の会議の席にお邪魔してこの権限移譲推進プログラムの策定について直接呼びかけし、御理解、御協力をお願いしているところでございます。

平成 20 年度の取り組み状況をさらに申し上げますと、岩手県分権推進会議を 7 月に開催した後、今後年内に 2 回、年明けに 1 回と、都合 3 回予定しております。主な議論の項目といたしましては、県と市町村の二重行政について、過剰な関与の是正について、国の地方分権改革の動向について、権限移譲推進プログラムの策定状況について、こういった項目について議論を進めようとしています。

また、権限移譲モデル市町村等支援交付金については、西和賀町、奥州市が追加になりまして、5 市町という数になっております。また、実務レベルで分権推進ワーキンググループを 4 グループ設置してございます。その具体的な対応策について市町村と県職員のメンバーとそれぞれのグループで議論を重ねていくこととしております。

権限移譲の実績についてでございますが、年度別に申し上げますと、条例による市町村への権限移譲の状況が、平成 17 年度は花巻市 1 町に対し 9 項目延べ 9 事務でありましたが、平成 18 年度は 11 市町村に 303 項目、年度延べ 435 事務の移譲を行っております。平成 19 年度は同様に 31 市町村に 977 項目の約 3,500 事務、平成 20 年度は 33 市町村に 987 項目の延べ 3,000 弱の事務を移譲しております。

権限移譲の実績を市町村別に掲げております。細かくて恐縮ですけれどもこれでいきますと、一番多いのが花巻市で平成 12 年度からの累計で移譲事務の累計が 942、一関市が 800 台、奥州市が 700 台と、合併いたしました市町村において移譲事務の数が多くなっております。そういったところを網かけしてございます。なお、北上市については、さきの合併特例法の適用ではない、ちょっと古めの合併でございますので、ここではマーキングしておりません。合併対象としてとらえておりますのは、ここでは大船渡市以降についてとらえているものでございます。町村部では西和賀町が 400 台と多目になっております。市町村合併を契機に、権限移譲に積極的に各市町村で取り組んでいただいた結果というふうにとらえております。

また、ポイント式一括移譲によって、平成 20 年度には 9 市町に対し 20 名の県職員を派遣しておりまして、県費で経費を持ちながら権限移譲の事務を進めるということでございます。

最後のページになりますが、権限移譲の状況を全国的に見ると岩手県の位置というのはどの辺にあるかということでございます。この表にございますように、法令数は 73 で、静岡県、広島県に次いで全国 3 位という位置づけになってございます。

今、権限移譲がどのレベルであるかという見方については、法令の数、あるいは項目の条項の数、あるいは事務の数などいろいろな尺度がございまして、これは地方分権改革推進委

員会の調査で平成20年4月時点を調べたものでございまして、一応、法令数で全国3位というレベルで理解しているところでございます。

以上、権限移譲の現状と課題について御説明申し上げましたが、よろしくお願ひいたします。

○小田島峰雄委員長 ありがとうございます。それでは、これより質疑、意見交換に入ります。ただいまの説明について質疑、御意見はございませんか。

その前に、きょうはお暑うございますので、どうぞ上着を取ってお願いいたします。

○佐々木博委員 1点だけお聞きしたいのですが、17ページの権限移譲の実績について、盛岡市がことし中核市になったわけで、かなり大幅に権限移譲になったというふうにお聞きしていたのですが、数を見れば205で大したことがないですね。千幾らというふうに盛岡市長はあいさつしているわけでありましてけれども、その辺のところについてちょっとお伺いしたいと思います。

○千田地域振興部副部長 ここでは条例に基づく事務の権限移譲の数をカウントしたもので、全体についてここに入れたものではなくて、よその市町村との並びで条例に基づく権限移譲という整理の仕方でございます。

○柳村岩見委員 権限移譲のミスマッチが一部に起きていると思います。要するに、こういう権限移譲が欲しい、いや、それはやれない。もちろん上限法があったりする場合は、だれだってわかる。ところが、そうではないケース。17ページを見ますと、例えば旅券という市町村があります。だったら全部、旅券は権限移譲したらいいのではないかと思います。このばらつき。市町村がおらほでやっていいよと求めてもやりたくないとなると、ばらつきが生じることになる。権限移譲を進めていって、ある一定のときにかんりの市町村がそれに取り組んでいた場合は、大体ある時点ぐらいで一律に移譲してしまうという考え方がこれから大事ではないかなと思います。そこら辺、御答弁いただきたいと思います。

それから、一戸町にだけ鳥獣捕獲が移譲されておるのに、なぜことしクマがたくさん出ている滝沢村に移譲されていないと、こうなるわけです。住民本位のという話ですが、全く実は・・・。クマと対面した人は県庁に電話をかけるより、まず滝沢の役場にかけますよね。県だという話でしょう。クマに対する対策のマニュアルはもちろん決まっているよね。だから、マニュアルが決まっていれば、滝沢村でやったって、県庁でやったって、地方振興局がやったって同じなのにねというふうにならないのかと。なりませんか。

それから、県がこっちを移譲したいのだと思っけても、向こうがそんなの嫌だという話、ミスマッチがたくさんある。私が聞いている話だと、どっちかという県庁のほうの不都合が多くてなかなかうまくいかないと言われているのだけれども、現実はどうなのか。

○千田地域振興部副部長 初めに、旅券のほうでございまして、ところどころの市町村であるけれども、大勢が移譲の形になったならば、全部移譲するような方向で整理するのがいいのではないかとございまして。そういう面は確かにございまして、これは市町村優先の行政システムということで、住民の目線に立つと、できるだけそのほうがいいのですが、

市町村の側で何らかの事情で受け入れ態勢が整わないのでちょっととかというときに、強制的に受けなさいという形になかなか構成しにくいところがございます。それで、そういった住民の目線に立って、よその市町村でもやっているのだから、あなたのところでもそろそろ受けるような潮時ではないかというふうなことは検討の過程で説明をしながら、同意、理解、協力を求めながら進めていくという方向になろうかと思っております。

もう一つは、鳥獣捕獲のお話でございました。マニュアルがあれば、役場でやろうが県でやろうが、どこでもいいから住民はやってもらえればいいのだから、どっちでもやったらというふうな面もあるということでございます。そういう面も理解できないわけではございませんが、現在、行財政構造改革の推進というふうな要請もありまして、県もやる、市町村もやるということになると、今まで例えば振興局でやっていた1.0の体制が、例えば役場と県でやると2.0まではいかなくても、1.0より大きい体制になったりしかねない。県と市町村の役割分担を図り、二重行政がないように整理しながらやるというところで、その辺も市町村の側と話をしながら進めていきたいと思っております。

この権限移譲プログラムは、これから平成21年度に移譲する事務のことを考えますと、10月までに希望を出してくださいというふうな形にしております。正確には12月とかになりますが、そういう中でよく市町村のほうと意見交換をしながら、お互いに理解と合意のもとに進めていきたいというふうにしております。

○柳村岩見委員 一般的にそういう答弁になるのだと思います。そこで1.5行政、二つの関係した行政がどっちもやるというような話はこういう考え方ができると思います。県庁では職員をどこまで削減しますという行財政改革の視点があるわけです。その視点の物差しを当てれば、要するに、地方振興局がやっていたことは移譲されればやらないという形で、そこに人員の枠があくのだという発想であっていいのだと思うのですよ。もちろんどっちも手をかけるなんていうのはつまらない話なので、そういう視点で解決できるのではないかと思います。

もともと職員の削減について、県は目標や年次計画もあって進んでいる中での権限移譲になります。あるいはまた話を別のほうに移すと、受け入れ態勢である市町村が声高々に地方分権と言うのですから、すぐにはかなわないにしても一定の期間中に受け入れ態勢というものをつくるという努力も必要で、そして均一化なり統一化なりはされていくのが普通なのだと思う。希望があったからやらせる、やらせることができるからやらせたというのでは、一つの表にするとばらばらにこうなってしまう。何もそんなに急がなくてもいいのですけれども、大体あらかたの人がやったら、最初は受け入れ態勢がなくても2年後、3年後には受け入れ態勢ができるようにするべきだと思います。市町村のほうは地方分権と言うのだよ。皆さん言えば強く言うのだが、その割には受け入れ態勢がないなどと言う。ほかをやっているのにおらほはなんて、そんな話は言うこととやることの話が違う。そこら辺を整理整頓した取り組みであってほしい。答弁は要りません。

○佐々木大和委員 権限移譲の実績というところで、岩手県73となっていますけれども、

この法令数は今、いくらでしょう。2,000 から 3,000 ぐらいあるのですか。その辺で、どの数がこの権限移譲になって 73 の実績が上がったのか、もとの数字を教えてくださいと思います。

それから、同じように県条例 300 ぐらいだと思うのですが、県条例のほうの権限移譲の実績条例数のあたりはどのようなのでしょうか。我々の立場からいけば、時代でもう陳腐化したものとか改廃するべきものもあるかと思うので、そういう意味で、条例の中で今対象になっているものと動いていないものを教えてください。条例があれば必ず役所は仕事をしなければならず、そういう意味では議会のほうがそこはやっぱり見なければならぬのですけれども、県条例の場合にどれぐらいの権限移譲が出て、権限移譲の対象として検討しているのか、数字を同じように示してください。

○千田地域振興部副部長 今、数字を持っておりませんので、調べて後でお知らせしたいと思います。

○小田島峰雄委員長 では、若干保留といたします。

○飯澤匡委員 一括移譲について伺います。増田知事の時代に、人と財源と事業というのを一括移譲と称してやってきたわけですが、市町村合併以降というようなくくりになるのか、知事がかかわってからということになるのか、どうも最近、一括移譲に対する考え方というのが随分トーンダウンをしてきたような気がします。そこで、これは総合政策部所管にもなるかと思うのですが、県当局全体として、一括移譲に関してどのような総括をして、どのような方向性であるのか、まずそれを教えていただきたいと思います。答えられないというなら、答えられなくても結構です。

それからもう 1 点、きょうの本旨とは関係ないのですが、私ある講習会で今回の地方分権改革の地方制度調査会の 1 次勧告についてはかなり重要な提言をなされたと聞きました。その中身は、今まで地方公共団体という位置づけであった地方自治体が、これからは地方政府を目指すべきだというような内容になっていると聞いておって、これはまさに地方が分権時代に向けて取り組むべき課題を新たな段階として示したというふうにお聞きをしておいたわけです。ですが、今回この中には載っていないわけです。県としては、そういう認識がちょっとないかと。県の立場としてその点をどのようにとらえるかというのは、今後の県政運営に対する大変重要な視点かと思っておりますので、千田副部長並びに浦上課長はその点についてどのふうな感想をお持ちかお聞きしたいと思っております。

○千田地域振興部副部長 最初に一括移譲の件でございますが、たしか道路の事業に人と財源をつけて仕事を県が進めたということでございまして、これは地元に対しては非常に意義のある事業だったのではないかとこのように考えております。一応、この事業が現在ないわけでございますが、平成 15 年の試行期間から 5 年経過ということで、地元と協議のうへ平成 19 年度限りで終了したというのでございまして、一定の成果があったというふうにご考えております。

また、1 次勧告の関係でございましてけれども、これは分権計画を進めていくうえで非常に

重要な内容であり、円滑に進めていくということが住民の目線に立った行政改革という観点で、非常に意義があるのではないかと考えております。

○浦上市町村課総括課長 地方政府についてどう考えるかということでございますが、私が申し上げるのがいいのかどうかわかりませんが、今まで地方を政府という形で地方公共団体を言ったことはありませんでしたので、本当にこの地方政府という言い方は画期的でございます。また、自主立法権、自主行政権、自主財政権を持ったものを目指していこうという目指すべき姿というのは、この勧告の中で取り上げていただいたのかなというふうに思っています。一方でちょっと忘れてしまいましたが、それは地方分権推進委員会が言ったことで、それを政府のほうに移したときにいろいろと内部で議論になって、地方政府という言葉を使うべきでないというような話もあったというふうに聞いております。そういうのを聞いていると、なかなか霞が関の壁というのは大きいものがあるのかなというのを感じておりました。

やはりここは、その地方に任せていただいたほうがよりよくなるのですということを経験の皆さん、県民の皆さん、住民の皆さんにわかっていただけるような共感みたいなものが必要なのかなというふうに思っておりましたので、ぜひ地方政府を目指していろいろと頑張っていきたいなという気持ちでおります。

○飯澤匡委員 その一括移譲について効果はあったということですが、今後の展望はどのような形になるのでしょうか。実は一関市で1名取り入れてまだ終わっていないような事業について、新規はやっていないのですが、恐らくことしで終わりだろうというふうに思っているのです。今後の展望については、一括移譲はもうやらないという方向なのか、権限移譲のあり方としてどのような評価がなされたのかということをお聞きしたかったわけです。千田副部長さんからお話があったように、いちいち県庁まで出向かなくても、そこに県職員がおって、予算を張りつけて大変効果的に道路関係なんかは出て、私も高く評価していた部分なのですが、どういうわけかだんだん色あせてきて、どのような原因だったのかということは何も検証しておかなければならないというふうに考えているのです。それも含めてもう1回、今後の展望はどうなっているのか、県庁の中でどういうふうに整理されているのか教えていただきたいと思っております。

○千田地域振興部副部長 この件について、平成19年度限りで終了というふうな経緯になりまして、その後、環境が変わったということで方針を変えるところまではまだいっていないところでございます。研究課題として考えていきたいと思っております。

○工藤大輔委員 ただいまの飯澤委員と全く同感に思ったところであります。やはりこれから地方政府という形を地方はかち取っていくのだという強い姿勢を持って、自治体行政を進めてまいらなければならないというふうに思うわけです。そういった中で、今回の移譲という観点からすると、まず1点確認しなければならないと思うのは、今回の県が進める権限移譲等推進計画や組織が平成22年度までということになれば、まず最初の年度と最初の取り組みということになると思います。最終的に例えば地方政府であれ、また地方自治体

等の行政を確立させるのだという最終の目標がどのように設定されているのか。それに向かって、例えばどういったスケジュールで、何をどのようにしていかなければならないのかということが明確にされているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○千田地域振興部副部長 第2期分権推進改革の期間が平成22年度までということになっておりますが、分権はここで完了するものとは思っておりませんので、今後また分権の課題の整理のためにいろんな動きが出てくると思っております。そういった動きを見ながら、県でも対応を適切にしていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 そのとおりののですが、ではどのようなことをすれば地方、また市町村の自立がより完成型に近づくのだというふうな所期の目的がやはり私は必要ではないのかなと思うのです。終わりのないものというふうにとらえればそのとおりでと思いますが、少なくとも現段階においてはここまではいくのだと、ここまで実現するのだという明確なビジョンというのを県として持った中で、この推進計画をより確実に進めていくべきと私は思うのでありますが、再度答弁をいただきたいというふうに思います。

また、市町村も県もそうなのですが財政的に厳しい中で、当初、権限移譲等を進めるに当たっては、合併をしたところはより事務的余力があるということでやりやすいだろうというような意見がありました。また、財源的にもそうではないかというのがあったのです。現在の状況を見れば、確かに合併をしたところがより多いという中身のものもあるのですが、町村によっては決してそうとは言えないような実態がある。実際、町村のほうでは権限移譲の件数でいくと、条例ということで説明があったわけですが、100台ですよね。市になってくれば200以上、多くて900というふうな形で差があるわけですが、これは果たして当初言っていた合併による人的な余力の面なのか。あるいは、市町村の認識の違いであったのか。あるいはまた県が移譲するに当たっての財源の適切な見直しがされてきたからこうなのか、そういうふうな現在までの評価をどのようにしているのか。

また、先ほど説明があったように、これから市町村の仕事はふえるのだということになっていますが、市町村の状況からすれば決して人をふやせるような状況にはないというのが実情です。県と同様、減らすのだということになってはいますが、先ほど図でも示されたとおり、市町村の仕事がよりふえていくという中であって、市町村の体制をどのようにすべきか。また、県の人的な移譲を含めた体制をもう少し早く進めるべきなのかどうか、現在どのように議論をされているのか、お示ししたいと思います。

○千田地域振興部副部長 権限移譲をどこまでやっていくのかということですが、今、分権推進のワーキンググループというふうなものをつくりまして、いろいろな課題の検討を行っているところでございます。それで、効果的な事務処理とか議論を深めながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。それから、8ページの資料にある本県の地方分権の進め方等についての大きなとらえ方からいきますと、権限移譲をして住民の目線で住民に近いところで、いろいろな公的サービスが受けられるようにしていきましょうということと、また左側のほうでは合併について、町村部では100ぐらいで市に比べ



支援措置はありますので、そういったものを活用しながらということで、権限移譲でどこまでアクセントをつけられるか、課題として考えていきたいというふうに思っております。

それで、権限移譲については、分権でございますので、市町村によって若干統一的な事務処理ということではなくてまばらな状態になっていくのはやむを得ない面はございますが、それも程度問題という面もあるかと思っておりますので、住民の目線に立って総合的な仕事ができるように支援をしていきたいと思っております。

また、西和賀町などには、ことしも1人、事務量に応じてでございますけれども、何とか1人派遣するというふうなこともやっております。市のほうでは、分権推進会議には市長さんが3人参加いただいております、町村のほうでも3人の町長さんに参加いただいているところでございます。

○小田島峰雄委員長 先ほどの佐々木大和委員の質問に対する答弁が保留になっていますけれども、よろしければ。

○千田地域振興部副部長 この場ではちょっと難しいので・・・。

○小田島峰雄委員長 ここではできない。今から資料を取り寄せてもできませんか。答弁できませんか。

○千田地域振興部副部長 申しわけありません、ちょっと難しいので。

○佐々木大和委員 こういうデータを出すなら分母のほうを示してもらわないとなかなか見えないというか、しょうがないかなということです。特に県条例の場合は、やっぱり議会は制定権限を持っているわけですから、その責任が逆にこっちに回ってしまう。そっちはトータルで見なければならぬということでもあります。

もう1点、別なことでもいいですか。6ページで分権社会における役割分担というのが示されていますが、将来構想として、保健・医療・福祉・消防・介護・義務教育等は、住民に身近な市町村が担うべきということなのですが、県のほうはここに産業振興と社会資本整備等ということになっているわけです。これらの中で、特に社会資本整備は予算の状況でなかなか進んでいませんが、産業振興という部分で農業の場合は普及指導ですか。それから、林業にも指導がありますし、水産も同じような普及を行う。それから中小企業に対しても経営指導というのがある。その部分は、国と県で連携して国の指導のもとにやってきたわけですが、たしかこれはもう県に移ったというように聞いています。この場合の分権改革は進んでいるのですが、これらの動きはこの方向に向かって動かなければならないのでしょうか、それを目標にして動いていると思うのですが、実態は特に1次産業の普及指導という分野はそのとおり強化されておりますか。

そして、これは言うなれば分権社会で、例えば農業の場合を見ても、国が一括で全体的なバランスをとりながら指導普及はやってきたのだろうと思うけれども、これからは47都道府県の競争時代で競争させる環境をつくったわけなのです。そこに重点的な施策を向けていかなければならないと思っているのですが、それはどんな動きになっておりますか。そこをちょっとお伺いします。

○千田地域振興部副部長 普及を中心とした県の指導が充実強化されなければならないけれども、そうなっているのかということでございました。普及の振興について、私どもは振興局なり町長さん方のところに行ったりしてお話しいたしますと、県だけでなくほかでも普及の仕事をやってきたのだけれども、そういうところが薄くなってきているので総体的に県の仕事の割合が高くなって、そのレベルを落とさないでくれという強い話があるのはそのとおりでございます。

それで、産業振興の面で県南の経営企画部などはそうなのですが、農林普及関係の職員が企画関係のところと連携をとって食産業の振興であるとか、あるいは観光と連携をとりながら進めていくような仕事であるとか、そういった純粹に農業だけではなくて産業振興の分野と組み合わせながら、所得向上というような観点で全体を底上げするような取り組みを最近強く出しております。

○佐々木大和委員 国から県に権限移譲はされたのですか。そして、県はそれを受け取っているか。そこだけ。

○千田地域振興部副部長 普及の関係を含めてですが、国のほうからの権限移譲という形はちょっと・・・。

○佐々木大和委員 国のほうが権限移譲したのですか。

○千田地域振興部副部長 国から県のほうへの権限移譲というのはなかったのではないかと思います。

○及川あつし委員 まず感想を述べたいと思います。恐れ入りますけれども、6ページを出していただきたいのですけれども。きょう一連の説明を副部長からいただいて、私の認識が間違っているかもしれませんが、改めて県庁、また県議会の今の歴史的な位置づけとか、それを感じたところでございます。例えば悪いかもしいないですけれども、何となく幕末の士族のような感じがしております。これからどっちが政権をとるかわかりませんが、今後の先に本来であれば道州制の絵があってそれに向かって県がどうするのかという話なのか。国と基礎自治体 300 を途中で 700 とか 1,000 にして県庁も当面残すような話もきょうの新聞に出ていましたけれども、どっちになるかわかりませんが、将来図があって今があるというのであればわかりますが、将来図が十何年もたってまだ見えない中で県ももがきながら今があるのかなというふうにも理解をしたところでもあります。

恐らく県の権限移譲について、これからこの資料をもとに説明していくと思うのですが、私もちょっと理解できなかったのは、左の紫の図で1本目のラインと2本目のラインが僕ら目では平行に見えるのです。僕はどっちが政権を担ってどういう国のグランドデザインになるかわかりませんが、いずれにしても県の役割というのは明らかに縮小するというので考えれば、この2本目のラインはもっと内方向にいて、県の役割というのはこういかないとどうも説明がつかないのではないかなというのが素朴な疑問であります。所感があればお知らせいただきたいのと、御訂正をいただいたほうがいいのかというふうにも思っております。

それと関連しますが、10 ページのところでは本県の権限移譲の基本的な考え方というのが出ています。市町村優先という話をしていますけれども、同時に僕は県の役割の縮小ではないかなというふうに思っております。これは、柳村先生がいつも言っておりますけれども、今、責任を持って行政を執行している立場で、我々の役割は縮小していくのだという表現が正しいかどうかはわかりませんが、この資料全般にわたってその部分がしっかりと見えてこない。何となく隔靴搔痒、外からかいているような感じがしてならないのでありますが、その点についても御所見があればお聞かせいただきたいと思います。

最後に1点ですが、今、国の出先の件についていろいろ議論があるようですが、また国のほうで道州制の議論が見えてきた段階でやたらいいみみたいな話になって後退しているような話も伺っております。本県に対しても、国のほうから出先のあり方について意見等を求められていると思いますが、例えば総務部とか総合政策部のほうでも話をしていると思うのですが、地域振興部として国の出先のあり方についてどういう意見を出しているのか。その経過だけ教えていただければと思います。

○千田地域振興部副部長 初めに、この図で県の役割というのはストレートに言えば縮小になっていくのではないかという部分については、申し上げにくいのですが、そのとおりではないかなというふうに思っております。ただ、岩手県の場合には、全国の各都道府県と違いまして、盛岡市は中核市になってございますが、例えば政令指定都市というふうなものはございませんし、特例市とかそういうふうなものもございませんので、よその県に比べれば、岩手県自体の県民サービスの部分における比重というのは総体的にまだ高いものがあるのではないかなと思っております。確かに将来とも同じ太さでいくというのではなくて、県の面積の幅は将来のところはちょっと少なくなる加減に整理するということが適切だと思います。

国の出先機関の今後について、県地域振興部でどのような対応をしているのかということについて、地域振興部では具体的な対応をしたことは……。

○嵯峨耆朗委員 同じような質問ですが、この図は本当に県で考えたものですか、それとも国でこういうふうになっているのを使ったのか。どちらなのですか。

○千田地域振興部副部長 国の分権推進会議の文書を読んで、こちらで整理したということになります。

○嵯峨耆朗委員 いつの時期にこうなったのかわからないのですが、余り現実的ではないと思うのですよね。さっきの産業振興の話ではないですが、農業とか漁業はむしろ市町村が現場的によく把握しているだろうと思います。社会資本整備も政権が変わるとまたがって動きがなかなかとれなくなるし、県はこれでいくとなくともいいのではないかなと。そういう話でしたけれどもどうなのだろう。むしろ、市がこうなっていった線が最後は重なってしまって、国とそれってどこの話だか……。私はもう少し丁寧に考えてもいいような気がしますけれどもね。県かつ振興局がこれになるのですよね。かつこのほうの役割です。と思うのですが、どうでしょうか。

○千田地域振興部副部長 今回、地方分権あるいは権限移譲の現状と課題ということで、私ども何とか委員の皆さんにわかってもらえるような説明をしたいということで、急遽つくったものでございます。まだ完成型になっていないというふうに理解しておりますので、実態に合った工夫をもう少ししてみたいと思います。

それから、県の事務については狭まっていくんだよねということで、そうですと私先ほど申し上げたのですが、将来の環境がまだ見えないところがあります。例えば、国の地方支分部局でも再編とか、あるいは地方に仕事を移すということは仕事も来るでしょうし、そういうことをする人、あるいはお金、そういったものも組み替えの含みが出てくると思うのです。そういったものがどの程度の規模で私どものほうに来るのか見えないところがありますので、そういったものが大きなインパクトになれば、あるいは現在の幅よりも太い感じになるのか、その辺がまだ見えないところがありますので、外部環境の変化によっても影響を受けるものであるということで御理解をお願いしたいと思っています。基本的にはちょっと細くなるという可能性がございます。

○嵯峨耆朗委員 ありがとうございます。権限移譲そのものなのですからけれども、これは市町村は望んでいるのかな。本当はやりたくないのですね。どうなのですか。

(柳村岩見委員「そんな市町村はないぞ」と呼ぶ)

○嵯峨耆朗委員 本当はやりたくないのではないかと思うのですが。だから、人も苦しい、財源的にもどうかと思うのですけれども、恐らく本当はやりたくないし面倒くさい。県もどうなのかわからない。余り望んでいないのではないかのかなと思って見ていますが、住民サービスが確かによくなるのか。本当に重要なものではなくて、来ても来なくてもいいようなものばかり来ているという話もあるのですね。これって本当にだれが望んでだれが喜んでいるのかなとか。率直にどう思いますか。

○千田地域振興部副部長 地方自治法によって市町村は基礎的な自治体であるというふうに位置づけられて、県は次々のことをやるというふうになっておいて、それ以外のことは市町村でやるということです。どうしてそういうふうに出たかといいますと、住民の目線に立った仕事をしていきたいと思いますので、全国的な理解でもあるし、また県内でもそういう理解が進んでいくものと思っております。

また、市町村が望んでいないのではないかというお話でございますが、

---

---

---

---

---

――概にそう決めつけがたいのではないかなというふうに思っております。

○高橋昌造委員 今の千田副部長に反論するわけではないのですけれども、

---

---

――間違ってもそういう発言をこういう公の場で

すべきではないと思うのですよ。今の発言は取り消していただきたいと思います。

それで、私まず2点お聞きしたいのです。まず一つは、掘り下げた説明をいただけるものと思っていたのですが、及川あつし委員の質問に関連して、市町村合併についてこの間の町村議長会で達増知事は踏み込んだ発言をしているのです。そのときに県はどこが政権をとろうが一定の方向性を示さなければならないと思うのです。だから、道州制の問題も含めて県はもっと真摯な議論をすべきだと思います。もう市町村合併の推進だけをやるのではなくて、県の考え方をきちっと示さなければならないと思うのです。きょうそのお話をお聞きできるかなと思っておったけれども、何もできなかったのです。そこを一つお聞きしたいと思います。

それから、柳村委員の質問に関連して、私はこの権限移譲は県も市町村も一体になってやらなければならない問題であると思うのです。そこで私は、分権推進会議の下部組織に全市町村の首長それから振興局の局長とかそういう方々を全部入れて議論すべきだと思うのです。そして、その中でいろいろ丁々発止の議論をした中で mismatch の問題とか、それから今言ったような、嫌だけれどもやらなければならないとかということはないと思うのです。だから私はそこは徹底して、そういう下部組織でも結構ですからつくって議論をすべきではないのかなと思います。

だから私は、上意下達の権限移譲であれば、これ以上進めた場合に果たしてうまくいくのかどうか。先ほどもいろいろ話があったのですが、いわゆる民間委託とか指定管理者の制度の問題も包含しながら、余りいい表現ではないのですけれども、市町村だけに吹きだまりになるようなことではなく受け皿をどうしていくかということ、そしてスリム化をしていくことを真剣に考えていかなければならないと思うのです。そこで簡潔に一つお答えを願いたいと思います。

○千田地域振興部副部長 先ほどの私の説明の中で、

---

そこは取り消しさせていただきます。

それから、県、市町村が一体となって、みんなでオープンに議論すべきだということで、その進め方については効率性の問題もありますので、別途ワーキンググループなどいろいろやったりしておりますので、どういう方法がいいか少し考えさせていただきたいと思っております。

道州制のこともございましたけれども、そこまできょうは思いが及んでおりませんので、そこは控えさせていただきたいと思います。

○小田島峰雄委員長 まだまだあろうかとは思いますが、本日はもう1件の調査を予定いたしております。この辺で権限移譲の現状と課題については終了いたしまして、市町村財政の現状と課題について執行部に説明を求めます。

○浦上市町村課総括課長 それでは、私のほうから普通会計を中心に市町村財政の現状と課題について御説明したいと思います。

まずは、財政の状況を見る上での視点ということで、全体的なイメージを押さえていた上で、2ページ目以降、具体的な数字を見ていきたいというふうに思います。

御承知のとおり財政は単年度主義をとっておりますので、当該年度の歳出は当該年度の歳入で賄うということが原則でございます。必要なサービスに対して歳出を見積もって、その歳出に対する歳入をどうするかということ、つまり税金をどうしていくかということをも民主的なプロセスで決めていくというのが財政でございます。近年は歳出の部分でみんなが解決しなければいけない問題というのは、特に少子高齢化に伴ってふえておりますので、歳出はふえている状況になっている。

一方で、どの市町村も歳入のほうはそれに追いついていないということもございますので、毎年度のフローの中で歳出と歳入の間に不足があるといった状態になっているのが現状でございます。

この歳出と歳入のギャップをどう埋めるか。第一義的には、当然税金を例えば増税をするとか、そういった議論をしていくのが筋なのだと思いますが、現実的には厳しいということでもあります。では、この不足をどう補うか。地方債を打って借金で賄うということも地方財政法第5条で投資的経費以外の経常的な経費、つまり当該年度で払わなければいけないお金は地方債を打ってはいけないという原則になっているので、この不足を埋めるのに赤字地方債を打つということはできないということになると、現実的には2通りの方法があるということもございます。

一つは歳出のほうをカットしていくという方法です。もう一つはこのストックにあたる、いわば貯金に当たる基金を取り崩してその不足に充当するという、この二つのやり方があります。

一つ目の歳出をカットしていくという方法でございますが、実はこのあたりなかなか厳しくなっておりまして、特にいわゆる人件費、公債費、扶助費と言われていたような義務的経費が多くなってきているということなので、なかなか歳出をカットするというのも難しくなっています。特に公債費については、まだ払わなければいけないものが歳出圧力としてきているということもございます。歳出のほうは財政の硬直化というのが進んでいるというのが現実でございます。

歳入、基金を取り崩して、その不足を埋めるということもございますが、この基金も現実的には無尽蔵にあるわけではありませぬので、取り崩し、取り崩し、取り崩しということを行っていきくと、いつかは尽きてしまうということになります。基金も尽きて歳出も切れなくなった、義務的なものが多くなってしまったという状況において、歳出と歳入の間に赤字が発生するということになります。これは実質赤字というふうに言われておりますが、実質赤字の額が一定規模になると、夕張市のように財政再建団体になっていくということもございますので、基金残高がどれくらいあるかというのは、財政の持続可能性を見る上での大きな一つの指標というふうに考えていただければというふうに思います。

そういうことですので、今回はこのフローの中の歳出をまず最初に見て、それからフロー

の歳入の推移を見て、それからストックであります基金残高の推移と、もう一つのストックである地方債残高を見て、最後にこのストックとフローを合わせて全国的に岩手県の市町村はどういう財政状況にあるのかという御説明を今からしていきたいと思えます。

2ページを御覧いただきたいと思えます。まず、これが普通会計の歳出の推移でございます。平成元年から平成19年までの19年間の軌跡を書いております。大きく御覧いただきたいと思えますが、平成11年が歳出のピークで6,850億円でございます。それから、全体としては減少傾向にきているというふうに御覧いただけると思えます。

歳出の内訳でございますが、青い部分が義務的経費、紫のところがその他の経費、薄く青いところが投資的経費ということでございますが、こうやって御覧いただくと、この約20年間で青い義務的経費というのが徐々に上がってきている。その他の紫色のところも上がってきている一方で、道路をつくったり橋をつくったりというような社会資本の整備への投資であるいわゆる投資的経費はかなり減ってきているというようなことが見てとれると思えます。

義務的経費の中身については、いわゆるJFKというふうに言われているものでございますが、Jは人件費、Fは扶助費、Kは公債費というもので、それが高まっているというものでございます。その他の経費の中では、特に繰出金、ほかの会計の繰出金、特に公営企業とか病院とか下水道とか、そういったものに対する繰出金がふえているので増加しているという状況です。投資的経費はなかなか厳しいので借金の残高もふえてきて厳しいということで、平成8年には2,295億円だということでそこをピークにして、平成19年度では928億円ということでございますので、約この10年で半分以下になっているというのが投資的経費の状況でございます。

そこで、一般経費その他の経費が徐々に高くなっているということで、なかなか経常的な経費ばかりになってきて、現実的、政策的な経費は打てないというのが市町村の厳しい財政事情だということでございます。それをよくあらわしていると言われてるのが経常収支比率という赤い折れ線でございます。この経常収支比率というのは、要は歳出の中でどれくらい経常的な収支が占めているかというものでございますが、平成元年のあたりとかを御覧いただくと、岩手県はまだ70%ぐらいだったところですが、今残念ながら、最近90%に達してしまっているというような状況です。青い折れ線グラフのほうは全国の状況だったのですが、岩手県は今まで全国よりも経常収支比率がよかったのですけれども、最近になって全国が追いついてきてしまったというような状況になってございます。

今回は少し詳しく見ていきたいと思えますが、非常に興味深い数字になっていまして、平成19年度の歳出の規模が5,741億円というふうになっていますが、同規模でいつぐらいだったかなと見ていきますと、実は平成4年の5,691億円レベルにまでなっているというような状況でございます。15年前でございます。それで今回、平成4年のときの歳出の状況と平成19年の歳出の状況を少し詳しく見てみようということで、次のページでございます。

平成4年というのは1992年でございますが、くしくも次の年、平成5年には国会で地方

分権の決議が行われた年でございます。それから時事ネタでいうと、平成4年の夏にはバブル  
セロナオリンピックが行われました。岩崎恭子選手が金メダルを取って、田村亮子選手が初  
めてオリンピックで銀メダルを獲得して、経済はバブルが崩壊したというふうに言われて  
いる年ですので、そのころをちょっと思い出していただきながら平成4年と今の状況を御  
覧いただければというふうに思います。

大ざっぱに言えば、上が平成4年で下が平成19年ですので、義務的経費のほうがふえて  
投資的がすごく減っているというふうに見てとれると思います。まず、義務的経費でござい  
ますけれども、2,024億円あったものが2,690億円でその中身は人件費です。人件費につ  
きましては、1,118億円から1,085億円に減っているわけですが、この中の扶助費につ  
きましては大幅に増加しております。337億円から674億円ということで、約2倍になってい  
るという状況です。それから公債費、借金を返すお金でございますが、569億円から931億円  
ということで、これも1.6倍になっているという状況でございます。

それから、その他の経費を大きく御覧いただくとこの青い部分ですけれども、繰出金がか  
なり大きくなっているところでございます。繰出金は平成4年が263億円だったものが545  
億円ということで、これまた2倍近くになっているという状況です。

見にくくて大変申しわけないのですがけれども、補助費というのも少しふえているので  
すけれども、それらを見てみると何のお金かと申しますと、補助費のほうは特に病院の関係で  
お金を出しているというのがあります。これは平成4年でも40億円、平成19年で41億円  
なので、昔も今も同じように苦しく大変だなというのが見てとれると思います。右側の表の  
下水道のほうを御覧いただくと、71億円から162億円にふえておりまして、下水道の建設は  
進んだのですがけれども、その償還に今お金を出していますので苦しんでいる状況です。公営  
企業会計でいうと、介護保険は平成4年のときにはありませんでしたので、社会福祉関係の  
お金が繰出金としてふえているという状況が見てとれるのではないかとこのように思いま  
す。

それから、投資的経費につきましては、1,931億円から928億円ということで、先ほど申  
し上げたとおり半分近くになっているということで、これ純粋に災害復旧はそのときどき  
に起こるものなので災害復旧のものを引いた後の普通建設事業費だけを見ていただくと、  
平成4年で1,849億円だったものが、平成19年には795億円ですので、5割と言わず6割  
も減少しているという状況でございます。

次に、フローの歳入のほう、これまでの約20年間の推移というのを御覧いただきたいと  
いうふうに思います。これも大きく御覧いただくと、歳出と同じように平成11年度をピー  
クにして減少しているという方向でございます。平成11年度、7,037億円だったものが、  
平成19年度では5,868億円という状況でございます。歳入は一般財源と特定財源という形  
がでございます。一般財源は大まかに地方税と地方交付税というふうにとらえていただけれ  
ばと思いますが、一般財源はいわば市町村が自由に使えるお金ですので、財政を見るうえ  
では一般財源がどういふふうになっているのかということが非常に大切になってまいります。

一般財源総額の推移が、グラフでいうと赤いラインでございます。先ほど申し上げた地方交付税はこの赤いもの、青いのが地方税ということでございまして、一般財源の推移を御覧いただくと、平成12年のときに4,139億円のピークでしたが、その後は横ばいなり微減しているような状況でございます。

微減しているというのは、例の三位一体改革の影響ということでございます。三位一体改革は平成16年から18年ですので、平成15年度のときの一般財源と平成19年度の一般財源を比較していただければと思います。そうすると三位一体改革によって税源移譲が来て約150億円ふえたのだけれども、地方交付税は300億円ぐらい減ったということで、一般財源そのものが約150億円減少しているというような感じで数字をとらえていただければというふうに思います。

ただ一般的に言いますと、一般財源の総額が4,000億円で、そのうちの150億円の減少ということで、数字的には3.75%の微減という感じでそんなに大騒ぎをすることなのかというところがございまして、先ほど歳出決算のほうで御覧いただいたとおり、JFKと言われるような義務的経費とかその他の歳出圧力が高まっている中での一般総額がわずかに減っているというような状況ですので、これは非常に苦しい状況だというのが実情でございます。

さらに、一般財源の中でも地方交付税は依存財源でございますので、岩手県がどうにもしようがないところがあるということでございます。交付税そのものの歳出歳入に占める割合がどれくらいなのかというのが、緑の折れ線グラフでございます。大体、歳出歳入において交付税は35%ぐらいということ。全国は15%前後ですので、かなり岩手県は交付税に依存している状況でございます。交付税そのものの原資は、所得税の32%という部分でございまして、所得税そのものが景気の動向を大きく受けますから、そういった意味で安定性というところはかなり問題があるかなというふうに思っております。これも同様に、平成4年と平成19年が同じような歳入規模になっていますので、比較していただければいいかと思いますが、ここでは後で御覧いただければというふうに思いますので、割愛させていただきたいと思っております。

今度はフローではなくてストックの状況でございます。ストックの基金と地方債のうちの基金の状況を平成元年から示してございます。こうやって御覧いただくと、どんどん基金を取り崩しているというような状況が御覧いただけるかと思っております。基金残高は平成5年の1,166億円をピークにしばらくは横ばいだったのですが、どんどん取り崩しているという状況で、平成19年度末現在高はピーク時の6割ということになっております。大体、約10年で基金の残高が6割になったという状況でございますので、仮にこの傾向がずっと続いたとすると、基金はあと何年もつのだらうかというような世界でございます。かつ基金の残高が財政規模にどれだけ割合なのかということを示したのが折れ線グラフでございまして、赤いところが岩手県の市町村の歳出における基金残高の規模です。残念ながら平成19年度は、今までの中で最悪の数字になっているということでございます。非常に財政の持続

可能性といった部分に黄色信号がついているというような状況でございます。

もう一つのストックであります地方債の残高の推移が7ページでございます。御覧いただくと、どんどんふえてきているというような状況でございます。折れ線グラフを御覧いただきたいと思います。青いほうは毎年どれくらい地方債を発行しているかという折れ線グラフで、赤い折れ線グラフは毎年どれくらい借金として返しているかという元金償還額でございます。こうやって御覧いただくと、平成4年に先ほど申し上げたようにバブルが崩壊して、政府が経済対策を打ちました。岩手県の市町村も当然おつき合いをしましたので、地方債をどんどん発行しております。このようにどんどん発行してきました。当然発行する額のほうが償還する額より多くなっていて、青いラインが赤いラインよりも上になっていますので、地方債残高としてはどんどんふえていくというような状況になっています。平成4年の地方債残高は4,153億円だったのが、平成15年には8,181億円ということで、地方債の残高がピークにきているということでございます。

さらに、地方債そのものは建物の耐用年数によって返していく償還期間というのは変わってきますけれども、大体20年から30年ぐらいというふうを考えていくと、返していかねばならないお金は右肩上がりにどんどん上がってきているということがおわかりになるかと思えます。平成4年の段階では338億円だった元金償還額が平成19年には784億円となっております。約2.3倍となっておりますので、これが市町村の歳出に占める義務的な経費として圧力がかかっているという部分でございます。財政の硬直化の影響というものになっているということでございます。

市町村は平成8年を機に、地方債の発行額を減らしてきております。しかし、また御覧いただくと平成13年からよっという感じでふえているというように見られるかと思えます。これは実は、建設地方債ではなくて赤字地方債を発行したからふえたのですけれども、いわゆる臨時財政対策債というふうに言われているものでございます。本来、地方債は投資的経費のみというふうには先ほど申し上げましたけれども、例外の例外で臨時財政対策債が打たれているという状況です。

交付税そのものは所得税の一定割合が財源になっているのですけれども、地方全体の歳出と歳入のギャップを埋めるにも足りないのです。その埋め合わせとしてやむをえず赤字地方債を発行している状況で、将来を考えると財政的には好ましい方法ではないというところでございます。交付税そのものが少し無理を出しているというふうな状況でございます。恐らく建設地方債にかかわる部分というのはこういうような感じで減ってきているだろうというふうに思います。その部分は臨時財政対策債ということでございます。

ただし、いずれにしても地方債残高がすごく大きくなってきてしまっていますので、今市町村は一生懸命頑張ってこれを減らす努力をしております。発行枠と償還のプライマリーバランスというふうには書いてありますが、平成16年でプライマリーバランスが黒字化するという状況がこのグラフを見ていただくとわかるということになっています。ですので、平成16年を境に地方債残高は徐々には減ってきているというような状況でございます。それ

が地方債残高の現在の状況でございました。

最後に、ストックとフローの関係をマトリックスにとって全国の市町村の状況をプロットしてみたものを比較してみます。横軸は、実質公債費比率と言われているフローの指標でございます。簡単に言うと歳出の中で、先ほどの公債費がどれぐらいを占めているかというような数字です。縦軸は、地方債残高等比率というストックの数字でございます。歳出に対して、ストックとしての地方債残高と基金を合わせたものがどれぐらいになっているのかというもので、マトリックスをとって見たということでございます。

ですので、実質公債費比率が高ければ高いほど、現在の財政の硬直性を示していますし、縦軸のほうで高ければ高いほど、将来の財政の硬直性を示しているというような状況でございます。黒いラインが全国平均のラインでして、ピンク色のラインが岩手県の市町村の平均ということでございます。

これを御覧いただくと、実質公債費比率であるフローのほうも、地方債残高等比率であるストックのほうも全国平均よりは悪い数字になっているということでございます。

東北各県を御覧いただくと、青森県は実質公債費比率はこのラインですし、地方債残高のラインはこのあたりですので、青森県よりは岩手県の市町村はいいということになります。ただし、宮城県はこのラインですので、宮城県よりは悪いというのが今の岩手県の市町村全体の状況でございます。

この表だと、右上のほうの象限になると、現在も硬直しているし将来も硬直しているというような状況ですし、下のほうにいくと、現在は苦しいけれども将来的には少し楽になってくるかもしれない。左上のほうは、現在は大丈夫かもしれないけれども、将来的には少し硬直化しますということです。左下のところは一番いいわけですがけれども、それでもいろいろなことがあるかもしれませんので、見通しを立ててやっていかなければいけないというようなゾーンでございます。

こうやって御覧いただくと、夕張市は果てしなく遠いところがございますので、岩手県の市町村は全然夕張市ほどではないということはおわかりと思います。藤沢町は、すごく高い数字のように出ておりますけれども、今、必要な行政サービスを維持しながらかなり行革をやっていきますので、財政健全化法が入ってきたときには恐らくこの数字は相当下がってくるのではないかとこのふうに見通してはおります。こういった状況でございます。

御説明申し上げた市町村の財政、特にフローのほうの歳出はとにかく投資的経費が10年で半減しますということでございます。それから、経常収支比率は90%台になって、かなり硬直化が進んでいますというような状況です。歳入は、もっと一般財源がふえてほしいのだけれども伸び悩んでいる、むしろ微減しているというふうな状況です。それから、基金は取り崩しを続けてきた結果、10年で6割になってしまったということで、持続可能性という点では危機感が高まっているという状況です。

地方債残高は、過去の経済対策の償還が財政を硬直化させていますけれども、今いろいろとプライマリーバランスの黒字化に必死に取り組んでいるのが今の岩手県の市町村の財政

の現状でございます。

いずれにしても、単に財政上の数字のお話でございますので、本当に適切な行政サービスが提供されているのか、またみんなで対処しなければいけない問題というのは恐らくあると思いますので、それをだれがどうやって担っていくのかという議論は財政の議論と合わせて議論していく必要があるだろうなというふうに思っています。そのためにはまず財政の透明度をとにかく高めていきたいと思いますというのが課題になると思います。これは我々、市町村財政の見える化を進めていきたいと思いますということで、市町村にお話をさせていただいております。夕張市は、もう本当に不適切な財務処理をして隠れた借金が一気に噴出しましたので、そんな市町村は我が岩手県の中にはありませんけれども、夕張市の件をきっかけに地方公共団体財政健全化法というのが本年度から施行ということになります。

新たな財政指標がいろいろできたのですけれども、今まだ算定をしている最中でございますので、9月末ごろを目途に速報値が出されるということでございますので、注視していきたいというふうに思います。まずは財政健全化法の財政指標の算定を適切に行うということと、仮に数値が公表されたとしても自分の団体が再建団体になるのかならないのかということよりも、指標の算定、公表を通じて明らかになったような財政上の課題についてきちんと議論をしていきたいと思いますというのが法律の趣旨だというふうに理解しております。県としては市町村財政の一層の見える化、透明化というものを推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、以上で終わります。

○小田島峰雄委員長 浦上課長、大変ありがとうございました。

これより質疑、意見交換に入ります。

ただいまの説明について質疑、御意見はございますか。

○嵯峨耆朗委員 どうしたらいいですか。

○浦上市町村課総括課長 まず当然、行革をきちんとすると。それは、ただ単に数合わせの収支均衡ということではなくて、サービスそのものをだれがどういうふうにやっていくのかという議論をして、その上で収支を見ていく必要があるだろうというふうに思います。そういった意味で、先ほど申し上げた透明化を進めていくという議論をしていくことが大切だというふうに思います。

当然、市町村合併もそういった意味で財政の規模を大きくしていきますので、そういった取り組みをする必要もありますし、もう一つは地方財政制度そのものの地方交付税のあり方、特に地方交付税の総枠をどう確保していくか。それはまた、国も国で財源がない中でどうしていくかという話なので厳しい面もありますけれども、ただやはり我々が住民の皆さんの生活を支えていって、地方分権をどんどん進めていくのだからということで、地方交付税の確保をきちんとやっていくということが必要なのかなというふうに思います。

地方交付税を確保しながらミクロのペースでは行革努力をやっていくしかないのかなというふうに思っております。

○嵯峨耆朗委員 よく議論した地方交付税の後年度措置とかなんとかといったもの、後でちゃんと交付税で見ますよというのを頼みにみんなやってきたのが実は入っていない。交付税の総額はそう変わっていないけれども、その中の公債費に向けている部分がどんどんふえていって一つはそれが原因だということ。財政がどんどん厳しくなっていく。それって本当はちゃんと入っているのか。どうなのですか。

○浦上市町村課総括課長 当然、算定上は我々市町村課職員挙げて、それがきちんと入っているかどうかということをやっているのですけれども、交付税に関してはマクロの問題とミクロの問題があって、マクロの総額の部分をきちんと確保しないとおっしゃるような原因が出てきますので、我々がサービスに対してこれだけの需要があるのですということもきちんと総枠の中で確保していくことがまず重要だと思います。

それからその中でどう配分をしていくかという問題があるので、そのあたり少し議論を分けて考えたほうがいいのかというふうに思います。まず第一義的には総額を確保するということが大切なのではないのかなというふうに思っています。

○小田島峰雄委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田島峰雄委員長 ないようでございますので、これをもって質疑、意見交換を終わります。

本日の調査はこれをもって終了いたします。地域振興部の方々は退席されて結構でございます。大変御苦勞様でございました。ありがとうございました。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、若干お残りをいただきたいと思っております。

次に、1月に予定されております当委員会の県外調査についてお諮りいたします。お手元に配付いたしております調査計画案を御覧いただきたいと思っております。

案として、大阪府と大分県を考えております。大阪府は橋下知事のもと、財政再建プログラムを6月に策定いたしまして、公の施設や事業廃止など歳出削減に取り組んでおります。大分県は、早くから行財政構造改革や地域振興局再編、PFI方式による施設整備、運営を行うなどしてございまして、その現状と課題について調査したいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小田島峰雄委員長 はい、それでは御異議なしと認めまして、さよう決定をいたしました。

次に、次回の委員会についてお諮りします。次回1月21日の特別委員会について何か御意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小田島峰雄委員長 ないようでございますので、当職に御一任を願いたいと思っております。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変御苦勞様でございました。